

迅速に発行でき、仮設住宅の手配や支援金の支給などの生活再建支援が横断的に実施、連携できる。共同研究の枠組みとすることで、現時点でコストはかかっておらず、当分はこの状況で続けたい。

問 避難所対応のノウハウなどが書かれた防災ブックは作成しているか。

答 防災ブックではないが、地震、洪水のハザードマップを作成している。地図作成会社と防災マップ作成の協定を結び、洪水ハザードマップをより細分化して浸水状況が見やすい地図を作成し、年度内に全戸配布する予定である。

問 タイムラインとは、災害発生前の段階からいつ、誰が、何をやるのかを時系列で整理された防災行動計画だが、本市の作成状況は。

答 平成25年に京都大学防災研究所の協力のもと、ワークショップで大型台風を想定したタイムラインを作成し、訓練も実施している。

問 今後はコミュニティのタイムラインの作成が必要だが、どう考えるか。

答 本市は避難の必要のない方が多く、慌てて避難所に行く道中で被災することもある。地域に対して周知が必要と考えている。

問 タイムラインを運用する中での見直しは。

答 実際にタイムラインを使って災害対応をしたことはないが、図上訓練で使用しており、他の防災計画も同様に、問題点はすぐに更新している。

問 災害時のSNSの活用は。

答 避難所情報や支援情報、ライフライン情報等を発信している。SNSの市民からの即時的・局地的な情報は、適切な災害対応につながる。国立研究開発法人情報通信研究機構の「対災害SNS情報分析システム」や「災害状況要約システム」を活用し、情報を効果的に収集・分析したい。

問 支援を受ける力、受援力を高めるための体制は。

答 防災ワークショップで今年度と来年度の2カ年、「受援力の向上」を目的に受援マニュアルを作成している。図上訓練等で検証し、受援力の向上に努めたい。

問 福祉避難所の体制は。

答 公立保育所と幼稚園の計20カ所を地区福祉避難所に指定し、地区福祉避難所で生活

が困難な方の民間福祉避難所として、高齢者関連施設と障がい者施設の計23カ所と協定を締結している。

問 避難所に誰が避難したかわかるように名簿を準備しているか。

答 避難所に前もって準備はしていない。

問 災害時要援護者避難支援制度についての対応は。

答 要介護度1から5の方や身体障害者手帳1級・2級所持者などで、自力避難できない方の避難行動要支援者名簿を作成し、親族や近隣の方、自主防災組織等の避難支援者が安否確認や避難の手助けを行う。自主防災組織、民生委員、警察等に対し情報提供に同意した方の情報を提供しているが、大規模災害時はその他の方の情報も提供できる。

問 熊本市では個別避難支援プランを一人一人に作成しているが、本市の対応は。

答 3年に1度全数調査を行い、9月1日時点の対象者4,304名、うち回答者3,164名、うち自力で避難できない方は794名であり、その方々の避難行動要支援者名簿を作成している。個人支援

プランの仕組みは承知しているが、今後、実態等を見ながら対策を進めたい。

問 セーフティプロモーションスクールは、学校安全推進の観点から、平成28年度にはじまった防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業だが、市の考えは。

答 学校安全コーディネーターを軸に警察・消防・行政・自治会・家庭などが連携し学校安全の取り組みを行う学校を指すが、新しい制度であり、今後研究していく。本市の取り組みは、第1に校内安全計画に基づき防犯カメラを設置し、避難訓練や交通安全教室、防犯訓練を行い、2点目に地域福祉協議会や安全パトロール隊と連携して安全を守り、3点目に警察等と連携し、スクールライフサポーターの巡回指導や防犯の職員研修を行っている。



災害対応型自動販売機

新分庁舎の活用

問 パスポートセンターの誘致は。

答 旅券発給事務の権限移譲の協議を県と進めており、12月に県議会にて承認を受けた後、本格的な調整に入る。

問 対象者は檀原市民だけか。

答 当面は檀原市民を対象と考えているが、将来的に中南和等の利便性にもかかわっていききたい。

問 所有者不明の土地が全国的に増えている。京都府精華町では死亡届受付の際、相続の際の必要手続一覧を相続人に送付したり、相続登記の際に提出書類リストを渡しているが、本市の対応は。

答 死亡届は葬祭業者が届けるのがほとんどだが、葬祭業者を介して、遺族に相続登記の相談先がわかるパンフレット等を渡している。

問 新分庁舎4階に文書書庫があるが、立地を生かして有効活用はできないか。データ化すれば書類が手元になくても対応できるが、市の考えは。

答 新分庁舎に入る課で必要